

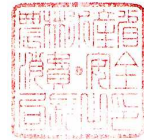
おしらせ／下記は文書で送られてきた通達です。

内容：農薬散布用ドローンの技能認定を、国土交通省に一本化

元消安第 1388 号  
令和元年 7 月 30 日

一般社団法人 全日本ドローン飛行ライセンス  
山本 嘉虎 殿

農林水産省消費・安全局長



### 農薬の空中散布に係る安全ガイドラインの制定について

農林水産省では、無人航空機による農薬の空中散布について、人畜、農作物、周辺環境等に対する安全性を確保しつつ、その適正な実施に資するため、「空中散布における無人航空機利用技術指導指針」（平成 27 年 12 月 3 日付け 27 消安第 4545 号消費・安全局長通知。以下「技術指導指針」という。）等により、安全対策の徹底を図ってきたところ です。

規制改革推進に関する第 4 次答申（平成 30 年 11 月 19 日規制改革推進会議）において、消費・安全局長が登録する登録認定等機関が、技術指導指針に基づき行う機体や操縦者の認定業務は、航空法上の義務を課したものではないにもかかわらず、義務であるとの誤解や、登録認定等機関が航空法に基づく許認可権限を有しているとの誤解を生じさせているとの指摘がありました。

このことを踏まえ、技術指導指針を廃止し、ドローン（無人マルチローターを指す。）の機体の性能確認、操縦者の技能認定等の航空安全に関する事項については、航空法を所管する国土交通省において一元的に行うこととし、関係通知の所用の改正を行うとともに、農薬の安全使用に関する事項については、新たにガイドラインを制定することとしました。

今般、別添のとおり、「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」を制定したので、貴団体におかれましては、農薬の散布に係る講習等を行う操縦者に対して周知いただき、農薬の安全使用に関して十分な安全対策が講じられるよう指導をお願いします。

#### ※青線の部分を要約させていただきます

これまで農林水産省では、機体や操縦者について航空法上の義務を課した物ではないのに、これらの認定を受けることが義務であるとの誤解がありましたが、

#### ※赤線の部分を要約させていただきます

これを踏まえ、ドローンの機体の性能の確認、操縦者の技能認定など航空安全に関することは、一本化して国土交通省で行うこととなりました。

その他、農薬の使用に関する事柄については、新たに農水省からガイドラインが出ました。